

第7章 計画の推進体制とフォローアップ

1. 推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している住民自身です。住み慣れた地域で助けあえる地域社会を実現させていくには、住民の身近な地域で住民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、住民と行政、関係機関の協働した取り組みが不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体（者）や機関、福祉関係事業者が地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

2. 地域福祉を推進する上での役割

（1）住民や関係団体等の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア・NPO活動などに積極的に参加していくことが大切です。

また、民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行います。

企業・事業所においては、地域でのボランティア活動などに取り組むことで、地域社会への貢献が期待されます。

（2）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村で一つしか設置できない特別な社会福祉法人です。

そのため、地域住民・社会福祉関係団体・行政関係者など幅広い分野からの地域住民の参加のもと、本市の社会福祉向上のため民間の立場で相互の調整役として大きな役割を果たします。

（3）福祉関係事業者の役割

地域社会の一員として福祉サービスや医療等を供給する主体として住民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

(4) 行政の役割

これまで市が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、住民の実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。また、今後の地域福祉の円滑な推進には、住民がその担い手となった主体的、積極的な取り組みが重視されるため、住民の地域活動・福祉活動に対して助言等の支援のほか、積極的な支援に関わっていきます。

住民の地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

さらに、住民や関係団体等の地域福祉活動、地域づくり・まちづくりへの参画の仕組みづくりを進めるとともに、協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築に向けた条件整備を図っていきます。

3. 進捗管理

本計画の進捗状況や達成状況については、学識経験者や福祉関係者、市民などを含めた「地域福祉計画委員会」において、評価・検証を行います。年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

計画の着実な推進のためには、これらの進行管理を一連のつながりのなかで実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



